

「団体長期障害所得補償保険(GLTD)制度」導入のお知らせ

三愛オブリ株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：隼田 洋）は、新たな福利厚生制度として、2024年4月より従業員が安心して働ける職場環境を整備するために従業員が病気やケガで働けなくなった時の収入保障制度である団体長期障害所得補償保険(GLTD)制度を導入致しました。

当社は、今後も創業者 市村清が提唱した三愛精神「人を愛し 国を愛し 勤めを愛す」のもと、働く一人ひとりが健康で生き生きと活躍できるよう様々な制度の導入を積極的に推進してまいります。



・団体長期障害所得補償保険(GLTD)制度の概要

万が一病気やケガが原因で長期休業を余儀なくされて所得が減少した場合、減少した所得を一定の範囲で補償する保険制度です。

保険料は、会社が全額負担する会社補償部分と従業員が任意で上乗せできるプランがあります。

以 上